

無料 有料老人ホーム・高齢者住宅リスト付き

稲川淳二さんが語る
「上手に生きる才能」



有料老人ホーム・サ高住をお探しなら

あいらいふ

老人ホーム
無料入居相談

あいらいふ入居相談室

☎ フリーダイヤル

0120-007-097

2019年7月号

0円 / Take Free

ご自由にお持ちください

●特集● 認知症、腎不全、脳血管疾患…。

退院時、在宅を選んだ介護者に知って欲しい
疾病に関する「心構え」

●今、注目したい「高齢期の住まい」

クラーチ・ファミリア小竹向原

クラーチ・フィエラ鷺ノ宮

すいとぴー東戸塚

トラストガーデン用賀の杜



夏。熱中症対策
の季節です!!

タレント・
工業デザイナー

稲川淳二さん

「私の考える『上手に生きる才能』。

『怒らない生き方』、そして、

『理想の老人ホーム』」

睡眠の第一人者が語る「高齢者の快適な眠り」

作家・童門冬二さんに学ぶ「90歳の生き方」(東洋経済新報社)

最近、よく耳にする「退院支援看護師」の仕事とは?

IIIS
International Institute for Information Science
筑波大学国際統合
F-MIRA
筑波大学未来
新連載「皇宮御殿」・筑波大学
国際統合睡眠医学研究機構
柳沢正史さんに聞く!!

● 介護まわりのプロを「徹底活用する術」〈司法書士編〉②

「利用のハードルが高くなる」「成年後見制度」 「家族信託」であれば、納得できる設計図を 親の判断能力があるうちに描くことができます

宮田総合法律事務所・所長
司法書士

宮田 浩志

認知症などで判断能力が十分ではない人を法律的に支援・援助する「成年後見制度」。しかし、司法書士の宮田先生はこの制度の利用のハードルが年々、高いものになっていくと話します。では、これからは、どんな制度を選択すべきなのでしょう。

不公平感が残る財産の 相続を避けるには？

高齢者の財産管理を助ける仕組みの1つである「成年後見制度」は、利用のハードルが年々高くなっています。後見人の不正防止のため、保有資産が一定額以上だと監督人が選任され、頻繁な報告義務の負担と監督人報酬という経済的負担が増しているのが現状です。こうした負担なく、老後や相続への備えができるのが「家族信託」です。信頼できる家族に財産管理を託すもので、ご本人の判断能力があるうちに財産の管理や処分、資産承継などについて「こ

うしたい」という内容を契約書にしておけば、その通りにできます。例えば、親と同居して介護を担っているAさんのケース。親の他界後、法定相続通り、他の兄弟姉妹と資産を等分割するのは、Aさんの心情的に不公平感があることに加え、居住中の二世帯住宅が相続財産なので売却して分割することもままなりません。

この場合、不動産はすべてAさん名義にする代わり、親の住居部分を賃貸にして、その家賃収入を一定期間、他の兄弟姉妹にわたすという解決法もあります。家族信託では、このように家族全員が納得できる設計図を事前に描くことが可能です。

「相続の問題は、親が要介護に なったときから始まっています」

相続をめぐる問題は、親が要介護になった時点ですでに始まっていると考えてください。親本人も巻き込んでの争いを避けるためには、ご本



Aさん嫁

人の判断能力があるうちに、家族で十分に話し合っておくことが大切です。その場合のポイントには、「相続」ではなく、あくまでも「親の老後」の問題としてアプローチすることです。

遺産目当てだと親に誤解されないように、親が安心できる老後は何か、要介護状態になったら誰に支えてもらいたいのか、という話題から話を進めるとよいでしょう。

最も大切なことは、親と子が揃って向き合う機会を持ち、互いに想いを伝え合うことです。ご家族が円満に、安心して過ごすためのツールとして、家族信託の存在を知っておいていただければと思います。

● 宮田浩志 ● 早稲田大学法学部在学中に司法書士資格を取得、司法書士事務所勤務を経て2000年に東京・吉祥寺に宮田総合法律事務所を開業。(社)家族信託普及協会代表理事としても活動している。

撮影：山本雷太

